

佐賀商工会議所と西九州大学・西九州大学短期大学部との 包括的連携・協力に関する協定書

佐賀商工会議所と西九州大学・西九州大学短期大学部（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携・協力に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が相互の包括的な連携・協力のもと、次条の事項を推進することにより、デジタル人材の育成をはじめ、地域企業・産業の発展及び地域社会の活性化並びに両者の一層の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）デジタル人材育成の実践及び研究に関すること
- （2）リスキリング及びリカレント教育の実践及び研究に関すること
- （3）地域企業・産業の振興・発展に関すること
- （4）地域社会の活性化に関すること
- （5）その他両者が必要と認める事項に関すること

（協議事項）

第3条 本協定による連携・協力の方法等については、両者間で協議してその都度定めるものとする。

（情報の保持）

第4条 両者は、この協定に基づき連携・協力を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から1年後の日が属する年度末とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、両者いずれからも協定終了の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定の具体的な事項の実施及び本協定に定めのない事項については両者の協議によるものとする。

本協定書は、3通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年1月15日

佐賀県佐賀市白山2丁目1-12
佐賀商工会議所
会頭

陣内芳博

佐賀県神埼市神埼町尾崎4490-9
西九州大学
学長

福元裕二

佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号
西九州大学短期大学部
学長

福元裕二
